平成２４年（フ）第３９８号
兵庫県加古川市志方町志方町419番地の３
破産者　長谷川喜美子
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３５１号
和歌山市岩橋1504番地の４
破産者　林　　禎治
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６０号
愛媛県松山市東長戸２丁目10番３号、住民票上の住所愛媛県松山市安城寺町1595番地
破産者　橘　　惠
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６７号
熊本市中央区世安町212番地　公団住宅２－104
破産者　柴田　寿人
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８３号
熊本市中央区壺川１丁目１番７号
破産者　徳永　欣也
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８４号
熊本市中央区壺川１丁目１番７号
破産者　徳永　和子
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１７号
熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子617番地６
破産者　田中　敏男
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
茨城県取手市野々井1060番地８
破産者　大栗　俊男
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
千葉県匝瑳市八日市場イ751番地１　ＴＳコーポ１号室
破産者　高柳　高治
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５６号
相模原市中央区上溝211番地１　ビッグヴァン相模原104号室
破産者　三浦　　誠
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０７号
新潟市中央区本町通12番町2772番地
破産者　石崎　克之
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２７号
新潟市西区小針２丁目31番８号、前住所新潟市西区寺尾前通３丁目２番地15
破産者　稲生　賢一
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２７号
石川県白山市徳丸町637番地
破産者　坂本　清春
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４６２号
金沢市笠舞１丁目22－12　オーハイム赤坂206号室、住民票上の住所金沢市横川７丁目55番地１
破産者　平　　幸基
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４７０号
石川県白山市森島町い84番地７、従前の住所金沢市打木町東326番地
破産者　山岸　春美
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８７号
山梨県甲府市朝気３丁目15番24号
破産者　榊原　英二
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号
山梨県甲斐市篠原3038番地４
破産者　青柳　行夫
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
長野県諏訪郡下諏訪町４番地
破産者　中嶋　健司
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３１７号
愛知県一宮市多加木４丁目13番11号
破産者　加藤　昭士
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２３号
愛知県一宮市多加木４丁目13番11号
破産者　加藤　憲治
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部